

藤沢市議会委員会条例の一部改正について
藤沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出

議会運営委員会

委員長 山 口 政 哉

藤沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤沢市議会委員会条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項中「総務部」を「市長室、総務部」に、同表建設経済常任委員会の項中「道路河川部、下水道部」を「道路下水道部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市事務分掌条例の一部が改正されたことに伴い、常任委員会の所管事項を改正する必要がある。